

# 農業者表彰規程

## (目的)

第1条 本会は、農業者で功労ある者を、この規程により表彰する。

## (表彰対象者)

第2条 表彰する農業者は、次の各号に該当する者でなければならない。

1. 農業の発展または振興に功労のあった者
2. 農業後継者の育成に功労のあった者

## (推薦)

第3条 表彰する功労者は、農業団体の代表者及び農業委員会会長から推薦のあった者とする。

## (功労章種類)

第4条 表彰は、次の表彰区分とし表彰状及び功労章、徽章ならびに記念品を贈り顕彰する。

1. 特別功労章 表彰状及び頸飾章、綬は赤色とする。
2. 緑綬功労章 表彰状及び胸章、綬は緑色とする。
3. 紫綬功労章 表彰状及び胸章、綬は紫色とする。

## (再表彰)

第5条 再表彰は、功労章を受けてから5年以上経過していなければ受けることができない。

## (功労章基準)

第6条 表彰基準は、次のとおりとする。

### 1. 特別功労章

次の各号に該当する者に対し贈るものとする。

- (1) 他の功労章を受けてから、さらに全都的広域に農業及び農業団体の発展に著しく貢献した者
- (2) 勲章受章者等

### 2. 緑綬功労章

次の全ての号に該当する者に対し贈るものとする。

- (1) 多年に亘り農業に従事し、農業の発展または振興に貢献した者。
- (2) 農業後継者の育成に功労のあった者
- (3) 上記の功績で、当該地区や本都農業への功績が顕著な者

### 3. 紫綬功労章

次の全ての号に該当する者に対し贈るものとする。

- (1) 多年に亘り農業に従事し、農業の発展または振興に貢献した者。
- (2) 農業後継者の育成に功労のあった者
- (3) 上記の功績が顕著な者

(募集期間)

第7条 毎年1回募集する。

募集時期は、毎年4月に募集し、応募の締切は当該年度7月末とする。

(申請書類)

第8条 別に定める「農業功労者表彰候補推薦書」「功労調書」を作成する。

- (1) 推薦人は農業団体の代表者及び農業委員会会長の連名とし、農業功労者表彰候補推薦書を作成する。
- (2) 功労調書は、農業功労者表彰候補の功労調書記載の項目を調査し記入する。
- (3) 功労調書にある各団体の就任年数等の算出基準日は、当該年度の7月31日現在をもって計算する。また、1か月未満の月数については、15日未満を切り捨て15日以上を切上げとする。

(申請書類提出先)

第9条 公益財団法人内田農業振興会へ募集期間内に郵送で提出する。

(選考方法)

第10条 功労調書を基準に理事会で審査し各功労章を決定する。

- (1) 審査結果は、推薦人（農業団体長及び農業委員会会長）及び農業功労者表彰候補者に通知する。
- (2) 審査の経過等については公表しない。

(表彰式)

第11条 表彰式は、第10条(1)に定める通知に記載する。

(副賞)

第12条 副賞は、襟章（バッジ）とし、功労章の綬と同色とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。